

硬式テニス部 顧問の先生方へ

2013年10月23日付で同様の指針を発表いたしましたが、高体連本部の基準と合致させるために、以下のように訂正いたします。(主な訂正点: 以前の指針では警報解除の時刻によって、試合実施の判断を段階的に行っていましたが、新たな指針では、午前7:00を唯一の基準とし、試合中止等の判断を行います。)旧指針をリリースして、かえって分かりにくくなったことをお詫びいたします。以下の内容の御確認をお願いいたします。

2013/10/24 滋賀県高体連テニス部

選手のみなさんへ

以下に、**台風が接近**した場合や**人身事故等**による**公共交通機関がストップ**した場合の公式戦の対応を連絡します。

学校毎に「台風が接近してきた場合の規定」は異なりますが、**滋賀県高等学校体育連盟テニス部が主管する事業**(大会および練習会等)での指針とします。

(「非常変災その他緊迫事態における非常措置要項(県教育委員会通知)に基づく。)

A 台風が接近してきた場合

7:00(「暴風警報」解除)→9:00(試合実施)

7:00(発令中)→大会を中止もしくは延期 ※以前は「自宅待機」になっていました。

1. (試合を実施)

午前7時現在、滋賀県下に発令されていた「暴風警報」が**解除されている**場合は、予定通り**午前9時より試合を実施**する。

2. (大会を中止もしくは延期)

午前7時現在、引き続き滋賀県下に「暴風警報」が**発令されている**場合、**大会を中止もしくは延期**とする。

3. 午前7時以降に滋賀県下に「暴風警報」が新たに発令された場合は、速やかに帰宅し、自宅待機とする。

※ 自宅待機となった場合、その日の午後6時以降に滋賀県高体連テニス部のホームページ等にて次の日の予定を発表するので、各自または各校で確認してください。

B 人身事故等による公共交通機関がストップした場合

公共交通機関が、人身事故等の関係で運行をストップしてしまうことがあります。その際は、できるだけその他の交通機関を利用して試合会場へ向かって下さい。その際は公遅刻の扱いとして、ウォークオーバーにせずに参加を認めます。

※公共交通機関が遅れた場合

公共交通機関が遅れた場合、必ず「延着証明」等証明できるものを受け取って試合会場に向かってください。公遅刻とし、試合の参加を認めます。ただし、「延着証明」等の証明がなければ公遅刻とはできません。なお、自動車等の送迎(公共交通機関以外)での遅刻は一切認めません。

C 「暴風警報」に加え「大雨、暴風を含む**特別警報**」も同様の扱いとします。

D また、発令が予想される場合は、大会実施の判断を早期にすることもあります。(その際、顧問経由で連絡を行います。)

(2013/10/24)